

3) 園池の石組・景石

円山公園には、多くの石組・景石が設置されており、特に、下図のとおり、武田五一と植治により整備された園池において顕著にみられる。その一方で、現況としては、限られた費用のなかで管理を行っているため、植栽の繁茂によって景石等、流れ、ひょうたん池、園地との連続する視認性が損なわれている。

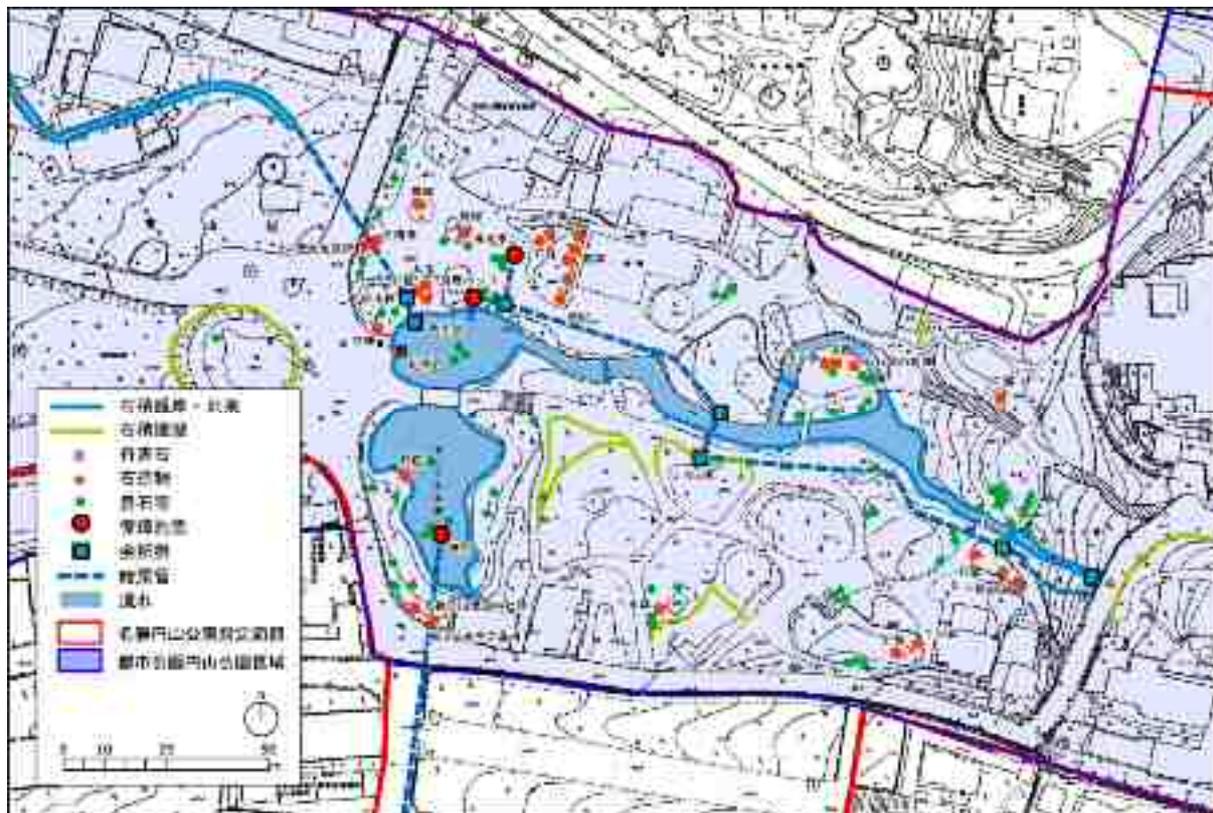


図 34 園池の修景施設（水系・石組，石造物等）の現況

出典：京都市資料を基に作図

4) 植栽

名勝円山公園は、春は祇園の夜桜、秋はモミジとマツが織り成す景観をつくりだしてきたことが特徴である。高木を樹種別でみるとサクラ類が最も多く、シダレザクラと合せると高木全体の約37%を占めている。シダレザクラについては、祇園枝垂桜を代表として32本を数える。また、高木のうち、シイ・カシ類、クスノキ等の常緑広葉樹と、エノキ等の落葉広葉樹の占める割合(約29%)も高く、特に圓山山麓や祇園林周辺に多く分布している。

低木は、明治・大正期にかけて武田五一と植治による改良工事以降、公園管理の中で、修景や人止めとしての役割を目的に、サツキやウバメガシを補植してきた。



祇園の夜桜



圓山山麓の高木



祇園林周辺の高木



園路石段沿いの植栽



中島支流沿いのカキツバタ



ひょうたん池のカキツバタ

名勝指定以降、流れ沿いなどの植栽の補植に努めてきた一方で、経年変化のなかで、繁茂による景石の視認性の悪化、流れ、園路、園地の連続性の分断などの現況も確認できる。

また、流れに堆積した土砂に草本や地被類が繁茂し、流れの石が隠れている。



石造物の視認性の悪化



低木繁茂による連続性の分断



流れに繁茂する地被類

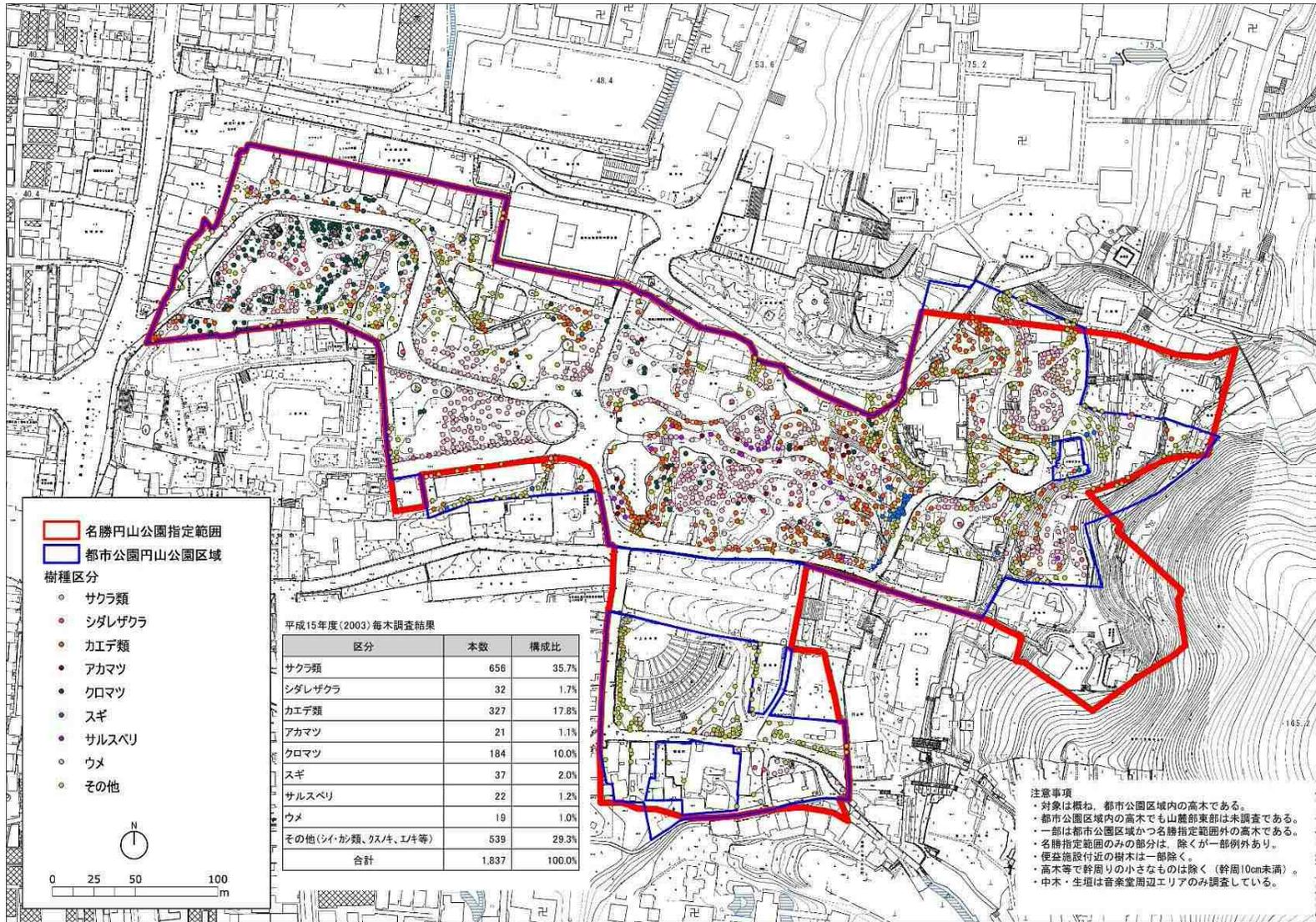


図 35 樹木(高木)の現況

出典：京都市資料を基に作図

5) 構造物及び建造物

(ア) 修景施設

主な修景施設には、都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が許可を受け設置した公園施設も含まれ、円山公園の歴史的文化的経緯を知ることができる施設も含まれる。

このなかには、坂本龍馬・中岡慎太郎像、働く少年像、中井弘像があり、いずれも設置許可されたものである。

昭和9年(1934)に建てられた坂本龍馬・中岡慎太郎銅像は、第二次世界大戦に伴う供出により失われた。その後、昭和37年(1962)に高知県人会により再建されて現在に至る。

また、寺井玄溪の石碑、太田久太郎歌碑、祇園小唄歌碑なども公園施設として設置許可されている。

京都市が設置した主な公園施設としては、昭和7年(1932)のNHK京都放送局開局の際に、ラジオの普及のために設置されたラジオ塔や藤棚、飲水鉢等の工作物がある。なお、現在設置しているラジオ塔は、昭和57年(1982)のNHK京都放送局50周年を機会に修復されたものである。

時計塔は、円山公園ひょうたん池の畔に昭和60年(1985)に寄贈された。この初代時計塔は、経年劣化により、平安建都1220年の節目にあたる平成26年(2014)に天神川ライオンズクラブの寄贈によって二代目に更新された。



出典：京都新聞社資料



出典：天神川ライオンズクラブ資料

図 36 ラジオ塔(左)と時計塔(右)

(イ) 休養施設

公園管理者が設置した休養施設として、四阿が4基とベンチが公園の各所に設置されているが、経年変化のなかで休養施設の一部にき損や老朽化がみられる。

(ウ) 教養施設

教養施設として、公園南部に昭和2年(1927)に開堂した音楽堂が設置されており、約3,000名を収容する施設として、コンサートをはじめとした各種文化事業が開催されている。

(エ) 管理施設

管理施設としては、柵類、石積、土止め、サイン類、銘板、照明が設置されている。

管理施設のなかには、武田五一がデザインした砲弾型の人止めなど、公園改良時の名残を感じることができる施設が残っている一方で、石積、土止めなど、名勝指定以降に追加されたものがある。また、サイン類の一部には、き損や老朽化が確認される。

公衆トイレは、6棟設置されており、そのなかには、吉水弁財天女に隣接する公衆トイレ（下図のトイレ6、名称弁財天前）は、およそ100年前に建設されたものであり、優れた建築意匠を今に残している。

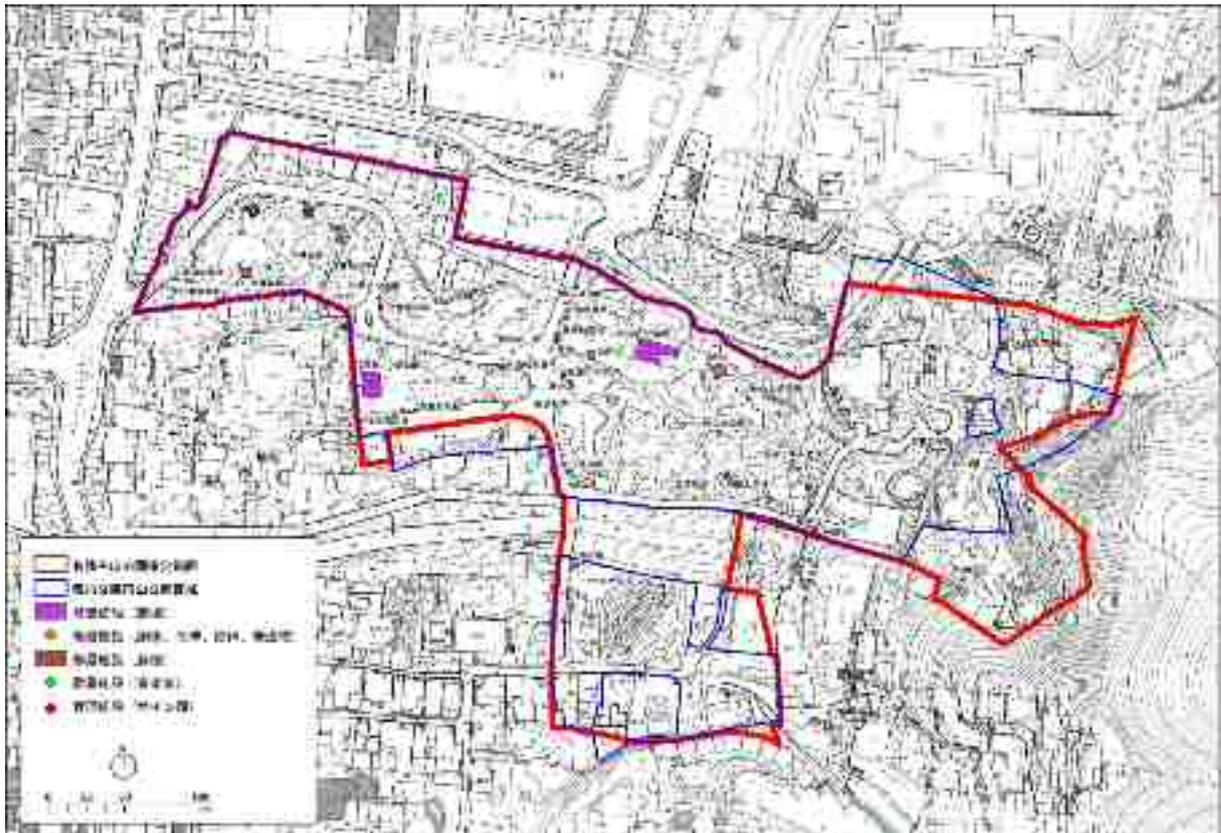


図 37 主な修景施設、休養施設、教養施設及び管理施設等の現況

出典：京都市資料を基に作図

(オ) 便益施設

都市公園円山公園は、明治以前に創業した料亭など、伝統的な京都の食文化を楽しむことができる飲食店他、40件程度の便益施設が所在する。しかしながら、これら便益施設の立地によって、都市公園法及び都市公園条例で規定する建ぺい率4%を超えている。

表 20 都市公園円山公園における便益施設種別

種別	件数	備考
飲食店	31件	飲食店の大半が京料理等の和食店。 甘味や洋食も一部含む。
教養施設	2件	西行庵、芭蕉堂
石碑	1件	道元禅師茶毘御遺跡塔
旅館	7件	
その他	3件	
計	44件程度	

出典：京都市資料より作成

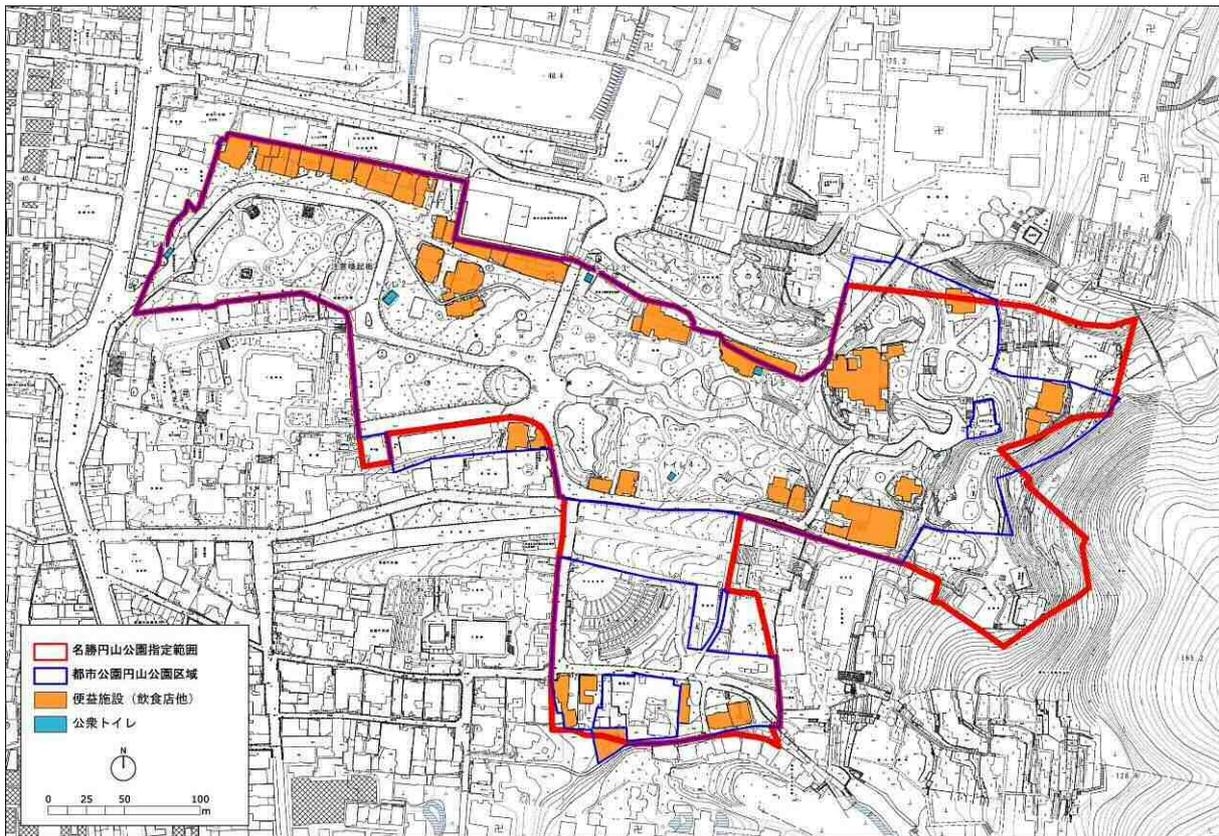


図 38 便益施設等の現況

出典：京都市資料を基に作図

円山公園における主な構造物及び建築物等を整理すると下表のとおりであり、前述で整理した修景施設、休養施設、教養施設、管理施設、便益施設以外に、公園施設以外の施設として地下駐車場を設置している。

表 21 円山公園における主な構造物・建造物等一覧

種別	主な公園施設等
修景施設	銅像（坂本龍馬・中岡慎太郎像※，働く少年像※，中井弘像※）， 石碑（寺井玄溪），歌碑（太田久太郎歌碑，祇園小唄歌碑）， 構造物（ラジオ塔，時計塔，飲水鉢）， 藤棚（2基）
休養施設	四阿（4基），ベンチ
教養施設	音楽堂
管理施設	柵類（武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵，車止め， 銅像防護柵※等）， 石積，土止め サイン類（周辺地図，注意喚起等）， 銘板（百万本植樹達成記念）※，照明灯
便益施設	便益施設（飲食店他）， 年末年始・花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店， 公衆トイレ（事務所西※，藤の棚東※，銅像前東※，一休庵前※， 祇園石段下※，弁天堂前※）， 公衆電話棟
公園施設以外の施設	地下駐車場

※ 都市公園法第5条第1項の規定により設置を許可した公園施設

出典：京都市資料より作成

6) 園路及び園地

円山公園の園路は歩行者の利用を主とするが、その一部は、自動車も通行する。

車によるアクセスは、市民の森の地下駐車場を利用する方法が中心となる。さらに、圓山山麓の便益施設等へは、自動車通行が可能となっている。

また、円山公園は、市の広域避難場所として位置付けられているため、災害時における避難場所の確保が必要である。

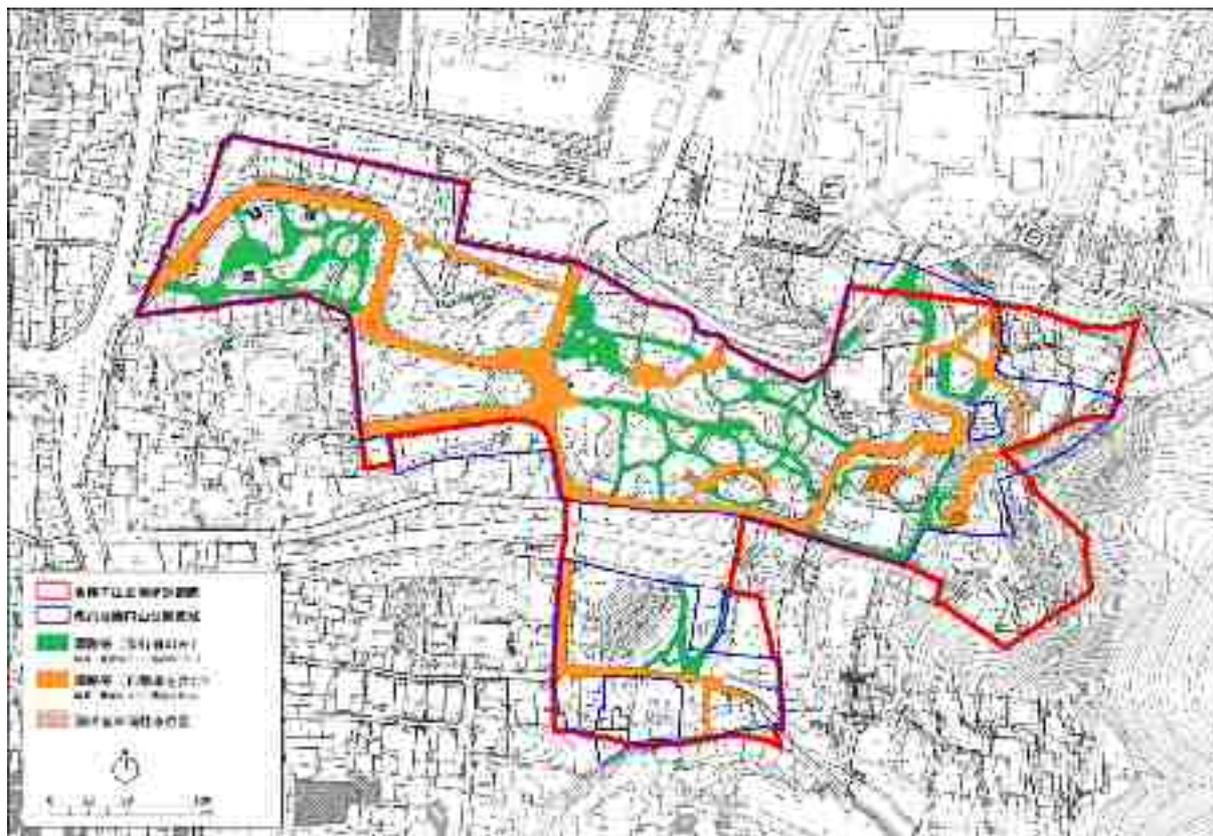


図 39 園路等の現況

出典：京都市資料を基に作図

第3項 名勝円山公園の変遷

(1) 名勝円山公園及び周辺地域の土地利用の変遷

明治～昭和初期にかけての円山公園及び周辺の土地利用の変遷は、国際日本文化研究センター所蔵の古地図より把握することができる。

それら古地図からは、公園開設以前より八坂の一角として往来の要所であったこと、知恩院・青蓮院から清水寺・高台寺へ、八坂神社から圓山山麓にある安養寺に至る道が描かれていることが把握できる。特に、明治39年(1906)の也阿弥ホテルの全焼等を契機に明治41年(1908)に着手された公園第2次拡張以前は、圓山山麓に吉水温泉や也阿弥ホテルが描かれていることから、現状とは異なり、八坂神社から祇園枝垂桜、真葛ヶ原を通り、圓山山麓に至る移動ルートが主要ルートであったことが知られる。

第2次拡張を終えた明治から大正期にかけて、土地所有権の上でまとまった地域を獲得した円山公園では、武田五一と植治による公園改良工事が行われた。それ以降の円山公園を描いた古地図には、従来からの八坂の一角として往来の要所としての役割を果たしながらも、公園として、真葛ヶ原、現在の園池の箇所を整備された、圓山山麓の滝口からひょうたん池に至る流れを中心に、市民の森や音楽堂など、様々な改良工事を行いながら、より多くの市民や来訪者が利用できる場を提供してきたことが把握できる。

1) 公園開設以前～公園開設直後(明治14年(1881)～)

(ア) 京都市組分細図

内容年代：明治14年(1881)

成立年代：明治14年(1881)

- ・円山公園開設(明治19年(1886))以前の内容であり、現公園地は原野として表されている。
- ・枝垂桜とみられる桜は、八坂神社境内に描かれている。
- ・山麓部には、明治6年(1873)開業の吉水温泉の楼閣が描かれる。

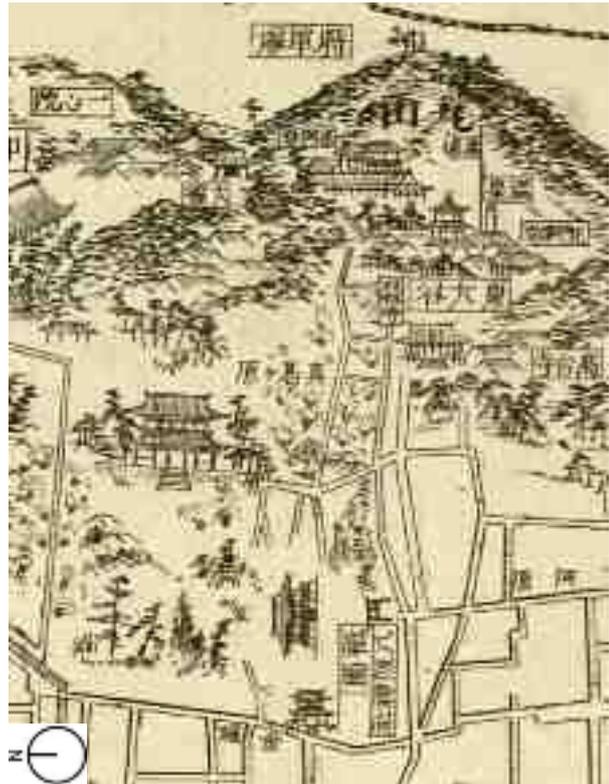


(イ) 京都市図

内容年代：明治 28 年（1895）

成立年代：明治 28 年（1895）

- ・円山公園開設後（明治 19 年（1886））の内容であるが、公園の表記はなく、代わりに「真葛ヶ原」と記されている。
- ・真葛ヶ原には八坂神社と山麓を結ぶ道路が整備され、樹木が植栽されている。
- ・八坂神社との境界部に、祇園枝垂桜とみられる桜が描かれている。
- ・山麓部分には吉水温泉の楼閣とともに、也阿弥ホテル（明治 12 年（1879）開業）が描かれる。也阿弥ホテルは、明治 27 年（1894）の増築箇所を含めて二箇所を描かれている。



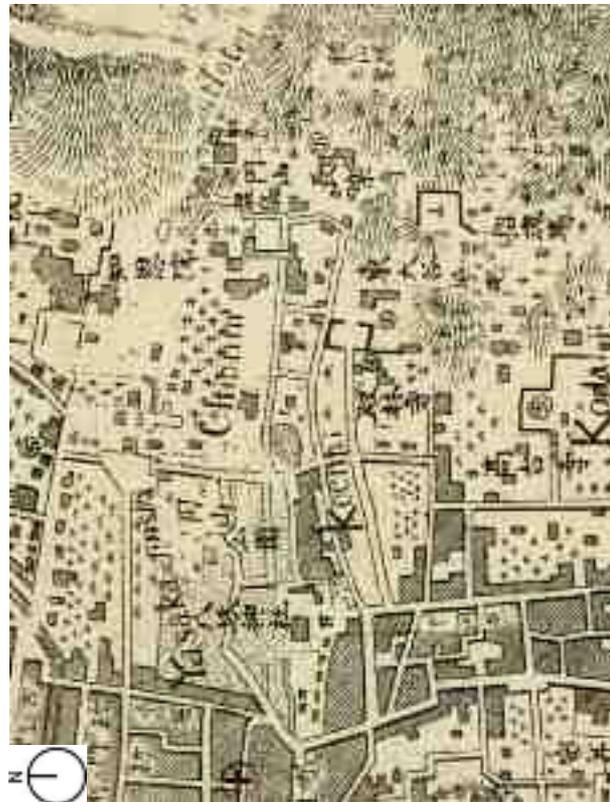
2) 第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）～）

(ア) 實地測量京都市全圖

内容年代：明治 35 年（1902）

成立年代：明治 35 年（1902）

- ・円山公園第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）～明治 27 年（1894））の内容。「円山公園（Koen）」の表記がみえる。
- ・地図上で円山公園とされるのは、八坂神社東側及び北側一帯（現在の枝垂桜周辺及び市民の森一帯）となっている。
- ・新たに池（現在のひょうたん池南部分）が整備されている。
- ・公園地と山麓の間は、建物と樹木が描かれている。

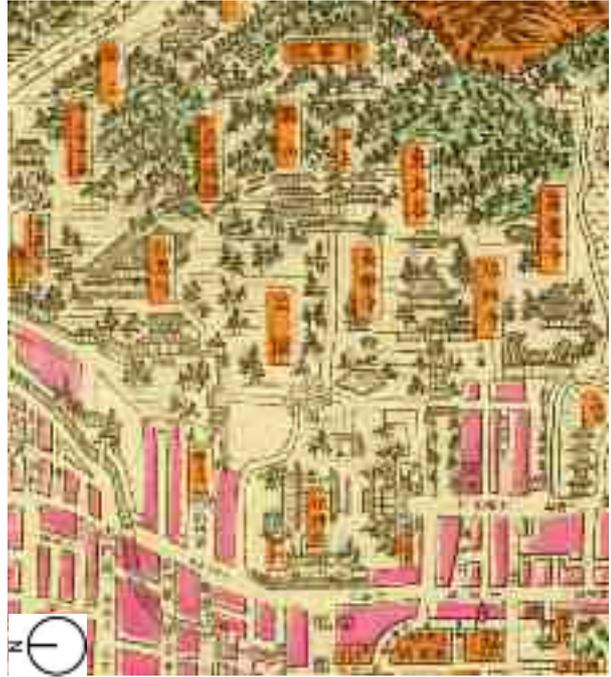


(イ) 新版京都地圖

内容年代：明治 38 年（1905）

成立年代：明治 38 年（1905）

- ・円山公園第 1 次拡張及び整備後（明治 25 年（1892）明治 27 年（1894））の内容。「公園」の表記がみえる。
- ・公園の中心的施設として、枝垂桜及び新池（現在の枝垂桜周辺及びひょうたん池南部分）が描かれる。
- ・枝垂桜より山麓の温泉、ホテルまでの直線道路沿道に樹木が描かれている。



3) 第 2 次拡張及び整備後（明治 41 年（1908）～）

(ア) 京都市街全図

内容年代：大正 2 年（1913）

成立年代：大正 2 年（1913）

- ・円山公園第 2 次拡張及び整備後（明治 41 年（1908）～大正 3 年（1914））の内容。「圓山公園」の表記がみえる。
- ・滝口からひょうたん池への流れの整備など、7 代目植治による園内東部一帯の整備状況が反映され、現在の円山公園と同様の姿が描かれている。
- ・八坂神社北側の市民の森に新たに園路が整備されている。
- ・公園内及び周辺の名勝・史跡として「真葛原」「枝垂桜」「吉水」「大雅堂」が表記される。
- ・山麓部には、火災により閉業（明治 41 年（1908））した也阿弥ホテル、吉水温泉に代わり左阿彌が描かれる他、公園内には平野屋の表記がみえる。

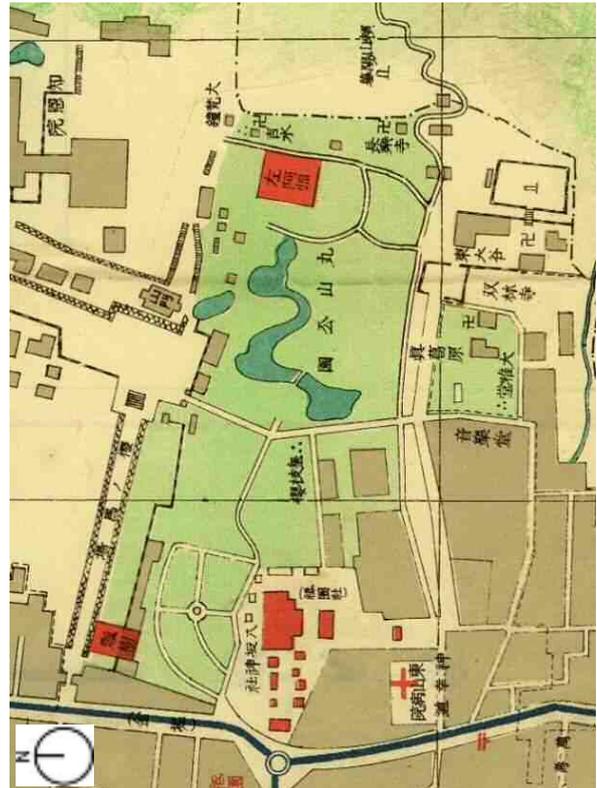


(イ) 大典記念京都市街地圖

内容年代：昭和3年（1928）

成立年代：昭和3年（1928）

- ・音楽堂の整備後（昭和2年（1927））後の内容。「丸山公園」の表記がみえる。
- ・公園の範囲が図示されており、現在の円山公園とほぼ同様の範囲が示されている。
- ・公園の中心部にはひょうたん池、流れ、滝口の池泉及び枝垂桜が描かれている。
- ・公園南側の旧雙林寺境内に「音楽堂」の表記がみえる。



(2) 東山山麓の植生の変容

東山山麓は、江戸期には「花洛名勝図会 東山之部一」にみられるように、アカマツ主体の森林景観を呈していたと推定される。また、長樂寺境内も次図に示すように、マツが植栽され、東山山麓から続くアカマツ林によって風致景観が構成されていたと推測される。

しかし、明治期になって、現在の安養寺や長樂寺周辺の森林を含む東山山麓の森林は、強度の伐採が行われた。中嶋は、「その原因となったのが、明治4年（1871）の社寺上知令であった」とし、「社寺の所有する森林のほとんどが上知の対象となった」²³ことから、「上知によって経済的窮地に追い込まれた社寺は境内林をも伐採せざるをえなくなり、境内の尊厳を保っていた樹木さえ、伐採の対象となった」²⁴としている。

また、中嶋は、「明治中期に東山山麓の特徴であったアカマツ林は明治初期の乱伐後に成長したものであることがわかっている」²⁵として、明治中期の円山公園背後の



図 40 花洛名勝図会「長樂寺」

出典：晴翁木村明啓『花洛名勝図会 長樂寺之部』
元治元年（1864）、35頁

²³ 中嶋節子『東山／京都風景論』昭和堂、平成18年（2006）5月

²⁴ 同上130頁

²⁵ 同上131頁

山並みの写真を提示している。さらに、「昭和初期には、東山の中腹以上の高地にはアカマツ林が広がり」をみせたが、「中腹以下ではシイなどが侵入して、(中略) アカマツの林からシイの林へと遷移しはじめていたのである。」²⁶と報告している。

名勝円山公園及びその周辺地域では、このような植生の変遷が見られたのは、東山山麓に位置する、安養寺及び長樂寺の境内とその周辺の公園地と、その背景となる圓山と華頂山である。

昭和初期の東山山麓の植生は、昭和11年(1936)に策定された「東山国有林風致計画」に掲載されている森林の植生調査から読み取ることができる。当時の植生調査では、円山公園の背景にあたる東山国有林108林班及び109林班を構成する小林班は計57箇所あり、その大半にあたる48箇所でアカマツが優占していたことが報告されている。それにより、昭和初期には同箇所ではアカマツ林が広がりを見せていたことが伺える。その一方で、アカマツが優占する小林班48箇所のうち、13箇所でシイが多く分布したことが報告されており、当時の同箇所ではシイ林もまた広がっていたことが確認できる。

円山公園は、明治から大正期の武田五一と植治による公園改良工事を経て、昭和6年(1931)に名勝に指定された。当時、アカマツ林が広がりを見せていた東山山麓を背景に、植治が、華頂山を望む最良の位置であるひょうたん池に舟着きを打ち借景にするとともに、円山公園と東山山麓の連続性を鑑み、公園地にアカマツやクロマツを植栽したことは、あるがままの自然を再現しようとした、植治の作庭意図の原点を感じさせる。

しかしながら、現況としてはその背景となる東山山麓の植生が、アカマツ林からシイ林へと変容しているため、公園地の植栽との連続性が損なわれている。



図 41 昭和5年(1930)頃から昭和54年(1979)にかけてのシイ林の変化(図の黒い部分は国有林内のシイ林)

出典:小椋純一「人と景観の歴史」平成4年(1992)

²⁶ 中嶋節子『東山／京都風景論』昭和堂、平成18年(2006)5月140頁

なお、名勝円山公園の背景となる東山山麓は含まれないが、東山国有林では、日本文化の再生に向けて、「東山風景林」(190ha)を対象として、広範な関係者の参加を通じ、東山国有林の文化的価値について情報発信を行うとともに、森林整備・景観対策の実施を目的とした「京都伝統文化の森推進協議会」を運営している。当協議会では、シイ林に移行しつつある東山風景林について、専門家の知見をふまえながら、長期的な森林作りの方向を議論し、具体的な森林整備活動を実施している。

(3) 名勝円山公園の景観の変容

名勝円山公園に指定された昭和6年(1931)以降の景観の変遷を把握するために、当時と現況の空中写真を比較し景観の移り変わりについて整理した。

明治・大正期の武田五一と植治による改良工事を経て、現在の円山公園の姿がつくられ、昭和6年(1931)に名勝に指定された以降も、樹木の植栽等、公園の整備を行ってきた。

名勝指定直前の空中写真に撮影されている中島から流れ下流の沢飛びにかけての箇所をみると、流れから、園路、園地へと連続性のある風致景観が形成されており、それを楽しみに多くの来訪者が訪れていることが伺える。その後、昭和21年(1946)、平成19年(2007)の空中写真の比較から、流れを中心に、園池における植栽の充実が図られてきたことが把握できる。

その一方で、平成19年(2007)の航空写真では、植栽の手入れ不足が原因となり、特に園池の樹木の樹冠量が広がり、流れ、園路、園地への連続性が損なわれていることが把握できる。



昭和5年(1930)の円山公園

出典：吉田光邦『写真集成 京都百年パノラマ館』
平成4年(2009), 238頁



昭和21年(1946)の円山公園

出典：京都市資料より作成



平成19年(2007)の円山公園

出典：京都市資料，電子国土基本図より作成

第4項 課題の整理

円山公園は、江戸期以前から八坂の往来の要所として賑わい、明治19年(1886)に公園を開設して以降も、大正期にかけて公園拡張や武田五一と植治による改良工事により、優れた風致景観を形成し、昭和6年(1931)に名勝に指定された。その後も、植栽の充実等に取り組んできたが、管理不足による経年変化や周辺地域の変容による作庭意図とのかい離等に直面している。その一方で、都市公園法に基づく都市公園として、市民やより多くの来訪者を迎えることができるよう、公園機能の充実が求められている。

このため、名勝円山公園を適切に保存管理し、将来にわたって、より多くの市民や来訪者の利用を促進できるよう、名勝円山公園の課題を大きく「再整備(修復)」、「保存のための管理の継続」、「景観の変容への対応」、「管理運営体制の構築」の4つに区分し、整理した。

名勝円山公園の主な課題

1) 「再整備(修復)」に関する課題

昭和6年(1931)の名勝指定時における良好な風致景観の劣化や植治による園池の作庭意図からのかい離、利用施設の老朽化などの課題が顕在化しているため、名勝に相応しい風致景観の再構築に向けた再整備(修復)が必要である。

2) 「保存のための管理の継続」に関する課題

これまで、限られた財源の中で、公園の維持管理を行ってきたが、名勝としての本質的価値を維持・向上させるとともに、都市公園として良好な都市環境の提供や周辺地域と一体となった風致景観の保存を確実に進めていくため、日常的な維持管理や植栽管理が必要である。

3) 「景観の変容への対応」に関する課題

名勝円山公園は、東山麓のアカマツ林を背景とした風致景観が特徴であった。その後、マツ枯れ、シイ林の拡大、さらにはナラ枯れなどの植生変容が名勝円山公園の風致景観を変容させている。したがって、地域へは、景観の変容への課題に対する理解を求めていくことが必要である。

4) 「管理運営体制の構築」に関する課題

名勝円山公園の成り立ちや現況を踏まえ、都市公園として求められる新たな機能拡充に即した制度の見直しが必要である。また、名勝円山公園を適切に保存管理し、公園機能の維持・向上、公園利用の促進を図っていくために、便益施設の管理者や関係部局、市民等と連携した管理運営体制の構築が必要である。

第3章 保存管理

第1節 本質的価値の検討

第1項 名勝円山公園の本質的価値に係る事項の抽出

昭和6年（1931）の名勝指定時に作成された指定説明から本質的価値に関する以下の5つの事項を抽出することができる。

（1）「北ハ知恩院ニ接シ西及南ハ官幣大社八坂神社及大谷派本願寺別院ノ境内地ト界ス」

名勝円山公園は、浄土宗総本山の知恩院、明治4年(1872)に官幣中社に列され、大正4年(1915)には官幣大社に昇格した八坂神社、さらに東本願寺大谷祖廟が位置するという、恵まれた立地条件にあり、近世よりそれらの社寺への往来に欠かせない場所として認識されてきた。

（2）「泉石園林ノ景致ヲ以テ一境ヲ成シ」

名勝円山公園の一画に設けられた園池は流れ、築山、植栽が相まって、重要な景観を成している。

（3）「安養寺辨大堂長樂寺雙林寺西行庵其ノ中ニ在リ皆名所トシテ知ラル」

名勝円山公園は、その指定範囲内に複数の寺院を包含し、それらは、全て江戸期から名所として認知されている。

（4）「世ニ祇園ノ糸櫻トスル巨樹又名高シ」

名勝円山公園内に所在する枝垂桜の巨樹は、著名な名勝地である。

（5）「四時遊覽ノ勝區タリ」

名勝円山公園は多くの人々が四季折々、朝夕を問わず遊覧することのできる景勝の地である。

名勝円山公園の本質的価値に係る上記の事項を要約すると、特に格式の高い社寺に囲まれ、園内には複数の名所、景勝地に加え公園の中央西寄りの枝垂桜は著名であるなど、四季折々に遊覧することのできる公園かつ名勝地であるといえる。

第2項 本質的価値

名勝円山公園の本質的価値に係る前述の5つの事項を「第2章 第2節 名勝円山公園の現況の把握と分析」を踏まえて敷衍すれば、次頁の4点のとおり、円山公園の本質的価値は、江戸期から現在にかけて全国から訪れる数多くの来訪者の往来の用をなしてきたこと、市内最古の公園であり江戸期以来の名勝地として保存されてきたこと、武田五一が公園改良計画を監修し、植治が疏水を水源として庭づくりに取り組んだこと、そして都市公園として多くの人々が四季折々に散策できる開かれた場として親しまれてきたことである。

名勝円山公園の本質的価値

■ 八坂の往来の要所

江戸期まで、現在の円山公園の大半は、真葛ヶ原と呼ばれる原野であった。原野といっても、広くは八坂の一角として、また、狭くは六阿弥などと祇園林、高台寺と知恩院の中間地点として、東西南北の遊覧の役割を果たし、「洛下の騷客遊興の往返所^{かよいしよ}」と評されるほど、圓山山麓から祇園への眺望などを楽しみに、多くの利用があったことが伺える。八坂の一角として、全国から訪れる数多くの来訪者の往来の用をなしてきたことが、江戸期から現在の名勝円山公園に至る本質的な価値の一つである。

■ 名勝地及び公園としての歴史^{26, 27, 28}

明治19年(1886)、太政官布告に基づき、「名勝地の盛衰は即ち京都市の盛衰に大関係あり」として、市内最古の公園を開設し、名勝地の保存を図ってきた公園行政、さらには、枝垂桜が象徴する**有志の寄附**による名所化への取組など、名勝地保存の役割を果たし、公園を確立してきた成立過程そのものが、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。

■ 武田五一と植治による公園改良と庭づくり^{29, 30}

明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、園池から圓山山麓への眺望にみられる「泉石園林ノ景致」と評された風致景観が出現するに至った。造園界で名声を馳せていた植治にとっても、武田五一が監修した公園改良計画とともに、疏水を水源としながら公共空間における庭づくりに取り組んだことは先駆的な取組であったと評価される。武田五一と植治により具現化した公共空間における庭こそが、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。

■ 開かれた場としての都市公園円山公園

昭和31年(1956)に都市公園法に基づく都市公園となって以降も、円山公園は、公園施設の維持管理、行催事の開催など³¹、様々な取組を行ってきた結果、京都市民をはじめ、多くの公園利用者を迎えている。都市公園としての機能を果たしつつ、便益施設など、円山公園ならではの特性を活かした開かれた場としての**四季を通じた利用形態**が、名勝円山公園の本質的な価値の一つである。



図 43 名勝円山公園の本質的価値の再考

²⁶ 丸山宏「京都円山公園成立前史」日本造園学会研究発表論文集2, 昭和59年(1984)

²⁷ 丸山宏「円山公園の拡張」日本造園学会研究発表論文集3, 昭和60年(1985)

²⁸ 京都市「名勝地円山公園の沿革」, 平成8年(2003)

²⁹ 尼崎博正編「植治の庭 小川治兵衛の世界」淡交社, 平成2年(1990)

³⁰ 尼崎博正「七代目小川治兵衛 一山紫水明の都にかへさねばー」ミネルヴァ書房, 平成24年(2012)

³¹ 平成12年(2000)以降の名勝円山公園に係る「京都新聞」掲載記事から、コンサートや絵画展等の他、各種集会等の行催事が開催されていることが確認される。

第3項 本質的価値を構成する諸要素の特定

名勝円山公園を適切に保存し、次世代へ確実に継承するために、下表に示すように、名勝円山公園を構成する要素を把握し、本質的価値を構成する諸要素と、本質的価値を構成する諸要素と関連するその他の諸要素に区分した。併せて、名勝円山公園の本質的価値に関わる周辺環境を構成する要素を抽出した。

表 22 名勝円山公園の本質的価値を構成する諸要素等の一覧

名勝円山公園を構成する要素			
区分	構成要素		
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> ・築山，中島などの造成地形 ・圓山山麓から，祇園林，八坂神社へと連なるなだらかな自然地形 ・武田五一と植治による園池の地割 ・安養寺，吉水大弁財天女，長樂寺，雙林寺の境内及び伽藍配置 	
	○水系	<ul style="list-style-type: none"> ・滝，池，流れ，水路，井戸取水ポンプ施設をつなぐ一連の水系 ・吉水大弁財天女名水吉水 ・長樂寺八功德水 ・水量，水勢，水質 	
	○石組・景石	<ul style="list-style-type: none"> ・滝石組，池，流れの護岸石組 ・石島，舟着き，景石（橋脚等の古材を利用した景石等） ・石造物（石灯籠，手水鉢，井筒，蹲踞，立石） ・園路の飛石，延段，石敷，石段 	
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・祇園枝垂桜，シダレザクラ，サクラ類，カエデ類，マツ類 ・流れ周辺の草本，地被類 ・祇園林 	
	○構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・園池内の園路 ・石積み ・石像（坂本龍馬・中岡慎太郎像），石碑（寺井玄溪），歌碑（太田久太郎歌碑，祇園小唄歌碑） ・武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵 	
	○建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・安養寺，吉水大弁財天女，長樂寺，雙林寺の伽藍 ・公園施設（音楽堂，圓山山麓の公衆トイレ，歴史的意匠を有する便益施設） 	
	○遺跡・遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地（祇園遺跡，八坂神社） 	
その他の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公開活用施設 	園路，園地，サイン類，照明，地下駐車場，八坂神社関係施設（清々館，祇園祭山鉾館）
		<ul style="list-style-type: none"> ・休養・便益施設 	公衆トイレ，四阿，藤棚，ベンチ，便益施設，年末年始・花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店
		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理施設 	柵類，土止め石積，設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理のための植栽樹木 ・圓山山麓の植生 	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物（石像，歌碑，銘板，ラジオ塔，時計塔，飲水鉢等） ・周知の埋蔵文化財包蔵地（知恩院境内，高台寺境内（雲居寺跡）） 		
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・東山の自然地形，圓山山麓の樹林 		
○歴史的・人文的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮院，知恩院，八坂神社，東大谷祖廟，高台寺等の寺院 ・周辺構造物及び建築物（長楽館等） 		

第2節 保存管理方針

第1項 本質的価値を踏まえた保存管理方針

名勝円山公園は、明治期以前から安養寺、長樂寺等の寺院及び祇園桜の鑑賞を目的とした「八坂の往来の要所」の賑わいの場として確立されていた。こうした経緯から、明治19年(1886)に太政官布達に基づき円山公園が多くの人々が楽しむ場としての「公園」となった。

公園開設以降も、明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、水の流れを作庭の主題とする公共空間の庭づくりが行われるなど、優れた風致景観を形成し、昭和6年(1931)に名勝に指定された。昭和31年(1956)に都市公園法に基づく都市公園になって以降も、多くの公園利用者を迎え、円山公園ならではの特性を活かし、四季を通じた利用がなされている。

・山公園は、時代毎のニーズに対応し、現在に至るまで前節の本質的価値を付加し続けてきたことを踏まえ、以下のとおり保存管理方針を定める。

(1) 圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形が基盤となる眺望を保存・修復する。

圓山山麓から八坂神社へとなだらかに続く地形を活かし、江戸期以来、八坂を往来する多くの来訪者が、その途上において、円山公園からの東山山麓、祇園界隈を展望できることで、充実感を高められることが求められる。

そこで、保存管理に当たっては、円山公園独特の眺望を保存・修復するため、植栽樹木の剪定、枝抜き、整枝など適切な維持管理に努める。

(2) 円山公園の風致景観の骨格を成す水景を保存・修復する。

明治・大正期に行われた武田五一と植治による公園改良工事によって創りだされた水景は、円山公園の風致景観に潤いを与えるとともに、その骨格を成しているため、円山公園独特の水景を保存・修復することが求められる。

そこで、保存管理に当たっては、滝から流れを経てひょうたん池に、さらに、ひょうたん池から祇園枝垂桜周辺を経て市民の森へとつながる一連の水系、石組・景石等や水系周辺の植栽及びこれらをめぐる園路が一体となった水景を保存・修復するため、水量、水勢、水質の確保、植栽樹木の適切な維持管理に努めるとともに、護岸や石組、橋など構造物のき損箇所の修復を図る。また、水系周辺の景石や構造物の視認性を意識し、名勝指定以降に追加された植栽や構造物等の整理を検討する。

(3) 名勝地として、江戸期からの賑わい、祇園枝垂桜等の風致景観を保存・修復する。

円山公園は、江戸期からの由来のある便益施設や、明治期に公園の象徴となった祇園枝垂桜等、歴史的に来訪者の求心力となってきた名勝地として、将来にわたりその風致景観を保存・修復していくことが求められている。

そこで、保存管理に当たっては、祇園枝垂桜をはじめとした公園全体のサクラの鑑賞を促進するため、樹勢の回復や過剰利用の抑制などを含めて総合的な樹木管理を進めることで、名勝地として風致景観の継承を図る。また、歴史ある公園であることを来訪者に周知する案内機能を備えるとともに、景勝に即した設えとした便益施設の活性化に対して関係者の理解を求める。

(4) 円山公園の風致景観を鑑賞できる回遊動線等を適切に保存・修復する。

円山公園は、明治19年(1886)に京都市最古の公園として開設され、さらに、昭和31年(1956)に都市公園に指定されたことによって、広域避難場所や広域緑地など新たな社会的役割を担うことが求められている。

そこで、保存管理に当たっては、都市公園としても長い歴史を持つ円山公園へ、多くの来訪者のにぎわいを取り戻すために、安全確保を念頭に置きながら、快適に回遊できる園路舗装の補修、歩行者用ラインの設置、来訪者を誘導するサインの統一等に取り組む。また、公園施設として残存する歴史的な意匠を有する建造物と構造物の適切な維持管理に努める。なお、植栽樹木の繁茂による視認性の低下は、都市公園として、公園利用者の安全にも関わるため、周辺景観との調和に配慮しながら、見通しを保つように努める。

第2項 区域区分

名勝円山公園の成り立ち、利用及び機能の多様性を踏まえると、江戸期以降、圓山山麓、東大谷参道、園池、祇園枝垂桜周辺、音楽堂周辺、市民の森、便益施設区域の7地区に区分される。7地区の区域区分の概要と範囲は以下のとおりである。

表 23 名勝円山公園の区域区分（案）

区域区分	各区域の内容	各区域の範囲
圓山山麓※	園地、安養寺境内及び長樂寺境内を含む区域	園地、安養寺境内、長樂寺境内、園路（該当区域南西の便益施設脇から）、便益施設及びその周辺箇所
東大谷参道	東大谷参道及びその周辺の区域	東大谷参道及びその周辺箇所
園池	武田五一、植治による改良工事箇所及びその周辺の区域	園地、園路（該当区域南西の車止めから、該当区域南東の便益施設脇まで）、便益施設及びその周辺箇所
祇園枝垂桜周辺	祇園枝垂桜を中心とした区域	祇園枝垂桜、水路、園地、便益施設、園路（八坂神社・市民の森入口から、知恩院入口、該当区域南東の車止めまで）及びその周辺箇所
音楽堂周辺	音楽堂、雙林寺境内及び西行庵を含む区域	音楽堂、園地、園路、雙林寺境内、西行庵及びその周辺箇所
市民の森	市民の森、地下駐車場を含む区域	市民の森、地下駐車場、園地、園路（市民の森南西入口から南東入口脇まで）及びその周辺箇所
便益施設区域	便益施設が立ち並ぶ区域	便益施設（水路北側）、園路及びその周辺箇所

※本計画では、「円山」という標記を地域名称として別途用いていることを踏まえ、区域区分に当たっては「圓山」という旧字標記を用いることとした。

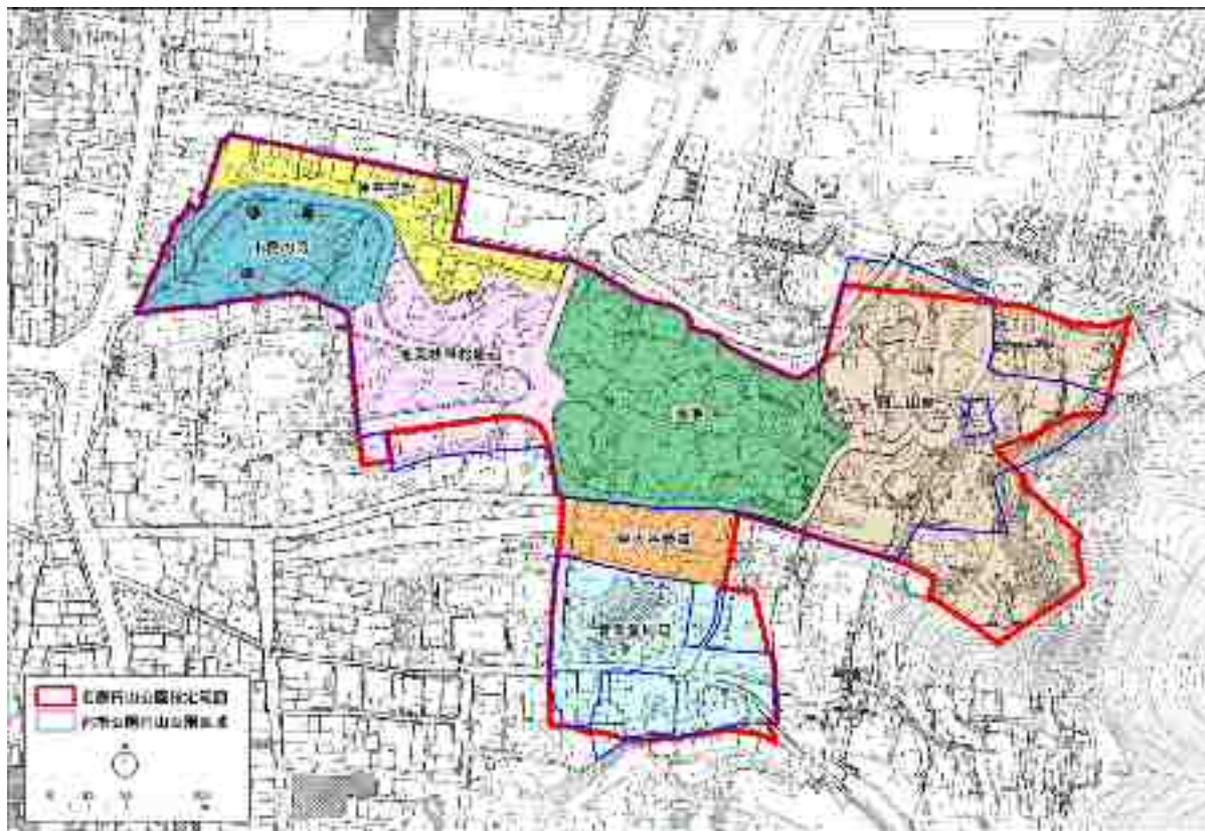


図 44 名勝円山公園の区域区分

出典：京都市資料を基に作図

第3項 各区域区分における保存管理方針

(1) 全般

名勝円山公園の本質的価値に鑑み、構成要素毎の区域共通の保存管理方針を下表のとおりとした。

表 24 区域共通の構成要素毎の保存管理方針

名勝円山公園を構成する要素			
区分		構成要素毎の保存管理方針	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・ 圓山山麓から祇園林さらには八坂神社へと連なるなだらかな自然地形及び園池の連続性を損なわないよう、保存・維持する。	
	○水系	・ 流れや池の水質を維持するため、水底、水路床の恒常的浚渫を行う。 ・ 流れや水系の水量を確保するため、漏水箇所の確認、定期点検・修理を行う。	
	○石組・景石	・ 滝石組、護岸石組、園路石組、景石は作庭当時の資料等を参考として復元修理を行う。	
	○植栽・植生	・ シダレザクラを含むサクラ類等、名勝円山公園の景観を特徴付ける樹木に、表土の流出等の課題が確認された場合は、樹勢回復措置を検討する。 ・ 景観を特徴付けている樹木の樹姿を整える恒常維持管理を行う。 ・ 樹木の成長により、眺望景観や景石や石造物の視認性を損ねないように、剪定等による恒常維持管理を行う。 ・ 風致景観を損ねている低木や地被植物は適切な整理を行う。	
	○構造物	・ 本質的価値に関わる構造物は、その設置経緯や状況を明らかにし、恒常維持管理を行う。 ・ 石積みは、その位置や意匠、空間の連続性に留意し、再整備（修復）を行う。 ・ 本質的価値に関わる民有地の構造物は、所有者と協議の上、保存管理を行う	
	○建造物	・ 本質的価値に関わる民有地の建築物は、所有者と協議の上、保存管理を行う。	
	○遺跡・遺構	・ 地下に埋蔵されている遺構は、名勝公園が埋蔵する重要な構成要素として保存する。	
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・ 公開活用施設	・ 園路は、歩車分離のルールづくりや障がい者対応ルートを設置を検討する。
		・ 休養・便益施設	・ トイレ等、新たに公園施設を設置する場合は、設置場所の検討や必要量を踏まえ必要最小限とする。 ・ 便益施設は、所有者との協議の上、デザイン等の適正化ならびに関係法令との調整を図る。 ・ 便益施設周辺に設置する自動販売機や看板などの構造物は、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を図る。 ・ 園池の駐車車両などの対応策を検討する。
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素		・ 東山山麓の森林被害への対応について関係者との協議を進める。	
○歴史的・人文的要素		・ 八坂神社等周辺寺社との連携による適正な活用方策を検討する。	

(2) 区域区分毎

1) 圓山山麓



圓山山麓は、江戸期まで安養寺境内において、時宗寺院の子院、六阿弥が「貸座敷」を営むなど、圓山の起伏を活かした眺望や庭園美を背景とした名勝地として賑わった。明治期の上知令により官有地となって以降も、旧境内が払い下げられ、吉水温泉や也阿弥ホテルが建設されるなど、圓山山麓に新しい景観が作りだされた。

公園開設以降から現在に至るまでの圓山山麓は、安養寺及び長樂寺の境内、園地と便益施設が調和する区域として利用が図られてきたとともに、名勝円山公園の背景として、圓山の地形を活かした景観をつくりだしてきた。その一方で、植栽の管理不足により、圓山山麓から祇園界隈への起伏を活かした眺望が失われるなどの課題が生じている。

(ア) 区域の保存管理方針

圓山山麓区域の景観は、木々の間から、安養寺・長樂寺等の建築物が垣間見えることが望ましい。このため、左阿弥をはじめとした便益施設の活性化に配慮して、公園改良期以降、追加された公園施設等を適切に整理する。なお、圓山山麓は市有地と民有地が混在する区域である。このため、市有地の保存管理は管理者が適切に行うとともに、民有地の保存管理に当たっては、名勝円山公園の風致景観と調和するよう、所有者に対して理解を求める。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

圓山山麓の傾斜地形を活かした、安養寺及び長樂寺伽藍配置、左阿弥等の地割は、山麓の重要な構成要素として、現況を保存するため、大規模な造成・配置の変更を避ける。

民有地である吉水大弁財天女名水吉水と長樂寺八功德水は、圓山山麓の重要な水景として、水源・水量を確保するため、所有者に対して協力を得られるよう努力する。

園路石組は、作庭当時の資料等を参考として復元修理を行う。

圓山山麓の景観を特徴付けているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、区民の誇りの木のモミを恒常維持管理する。また、圓山山麓からの眺望景観を再興するために、市有地においては補植、伐採を検討するとともに、民有地においては所有者に対して協力依頼を行う。

安養寺、吉水大弁財天如堂及び長樂寺の構造物は、適正な状況を保つための保存管理を行うため、所有者に対して協力依頼を行う。

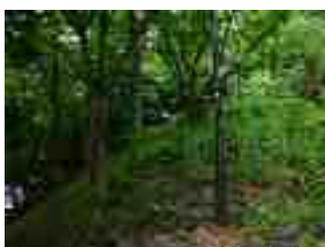
伽藍や、左阿弥の建築物は、圓山山麓の風致景観と園池からの眺望景観を構成する重要な要素として保存管理を行うため、所有者に対して協力依頼を行う。

本質的価値を構成する以外の諸要素である、知恩院境内に至る管理用道路は、所有者と協議の上、適宜適切に補修・管理を維持する。

名勝円山公園内及び周辺環境を構成する要素である、圓山山麓の植生については、国有林の措置状況を把握しながら、園内はナラ枯れなどに適切に対応するとともに、必要とされる対応について関係者との協議を継続する。



圓山山麓から望む眺望



圓山山麓の植栽・植生



園地

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区分	構成要素		
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・圓山山麓の自然地形 ・安養寺、吉水大弁財天女、長樂寺の境内及び伽藍配置 ・便益施設（左阿弥）の敷地及び庭園	
	○水系	・吉水大弁財天女名水吉水 ・長樂寺八功德水	
	○石組・景石	・園路石組	
	○植栽・植生	・シダレザクラ、サクラ類、カエデ類 ・区民の誇りの木のモミ	
	○構造物	・園地及び境内の景石、石造物 －安養寺慈鎮和尚塔（国指定重要文化財）、長樂寺建禮門院供養塔等	
	○建造物	・指定有形文化財（建造物）及びそれに準ずる建築物 －安養寺本堂・書院、吉水大弁財天女堂、長樂寺本堂（市指定・登録文化財）・鐘樓・庫裡等 ・便益施設（飲食店他） ・公園施設（百年前に設置された公衆トイレ）	
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・公開活用施設	園地、園路、知恩院境内に至る管理用道路、サイン類、照明等
		・休養・便益施設	四阿、ベンチ
		・維持管理施設	柵類、土止め石積み、設備関係施設（埋設物を含む）
	○植栽・植生	・公園管理のための植栽樹木 ・圓山山麓の植生	
○その他	・周知の埋蔵文化財包蔵地（知恩院境内）		
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素	・背景となる圓山山麓の植生		
○歴史的・人文的要素	・青蓮院、知恩院、東大谷祖廟		

2) 東大谷参道



東大谷参道は、東本願寺大谷祖廟に至る参道である。慶長7年（1602）東西二派に分かれた本願寺は、祖廟を圓山の東北隅に築いたが、承応2年（1653）に徳川家綱が現在の地を寄進したことから、寛文10年（1670）に祖廟と本堂等を現在の地に移して以来、東大谷という。

東大谷参道は、現在も、東大谷祖廟や東大谷墓地への参拝道として、多くの参拝者に利用されているとともに、八坂神社や知恩院から高台寺に至る往来の要所となっている。

(ア) 区域の保存管理方針

東大谷参道は、東大谷祖廟に至る参道として、名勝円山公園の風致景観と調和するよう、民有地であることを踏まえ、所有者に対して、参道のクロマツの維持管理などへの協力依頼を行いながら、保存管理を進める。

(イ) 区域の構成要素に関する留意点

東大谷参道の保存管理に当たっては、東大谷境内及び参道としての地割維持、東大谷参道の景観を特徴付けているクロマツ等の樹木や構造物の恒常維持管理について、所有者に対して協力依頼を行う。

なお、構造物については、点検等の結果を踏まえ、石造物き損部の定期修理を行う場合は、可能な限り往時の材料・工法を用いることに留意する。

名勝円山公園の周辺環境を構成する要素である、参道から望む圓山山麓の植生を保全するため、国有林の取扱状況を把握しながら、必要とされる対応について関係者との協議を継続する。



東大谷参道 平成 26 年（2014）5 月 17 日撮影 参道入り口から東大谷祖廟，圓山を望む



年始の参拝風景 平成 27 年（2015）1 月 3 日撮影 東大谷祖廟から参道，都市部を望む

（ウ）区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区 分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・東大谷参道の自然地形 ・東大谷境内	
	○植栽・植生	・クロマツ	
	○構造物	・参道 ・石造物（石灯籠）	
の諸要素 それ以外	○保存管理及び 公開活用施設	・維持管理施設	柵類
	○植栽・植生	・東大谷境内の樹木	
周辺環境を構成する要素			
○自然的要素		・背景となる圓山山麓の植生	
○歴史的・人文的要素		・東大谷祖廟	

3) 園池



園池は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。真葛ヶ原は、江戸期になると、八坂神社から圓山山麓の六阿弥に至る往来の要所として賑わった。

公園開設時点では、真葛ヶ原は公園に含まれていなかったが、公園として一帯の風致景観の統制をとるため、明治23年(1890)から明治42年(1909)にかけて行われた公園拡張事業により公園に含まれた。その後、明治・大正期における武田五一と植治の改良工事により、現在の園池の景観がつくられた。

園池は、水系施設と築山・園路が複雑に交差し合う地割構成と、数多くの植栽樹木、点在する建造物と構造物で構成されている。さらに南東側から北西側にかけて高低差を持ち、ゆるやかな起伏を有することが、風致景観を豊かなものになっている。

改良工事以降、園内は、園路と築山の境界への人止め柵の増設、園路の改修、土留め石の追加などを経ているが、地割の根幹は保持されている。植栽樹木は、手入れ不足の影響で、過密傾向にあり、枯損木が目立つ。

(ア) 区域の保存管理方針

明治末に竣工した改良工事の形態の保持を主旨とし、改良工事後に変更された箇所については緩やかに復元修理(整備)を行う。

構造物及び建造物は、原則的に増設はしないものとする。

植栽樹木は、列植や群植などの配置、樹種などを念頭に置いて、園内全体のまとまりと調和を主眼として維持管理を行う。また、地割構成と建物・工作物の配置が際立つよう、植栽樹木の手入れを継続するとともに、園内の高低差、起伏を鑑み、園路を巡る来訪者の視認性に配慮した植栽構成の整理を行う。

(イ) 構成要素毎の保存管理方針

円山公園の風致景観の骨格を成す水景を適切に保存管理していくため、水量、水勢、水質の確保等、恒常維持管理を行う。ひょうたん池や流れ、滝などの水系施設は、澱みのない正常な状態を保

つよう、き損箇所を修理し、恒常的な清掃を行う。

滝石組、護岸、園路や植込みの石積はき損箇所の修復に努める。

植栽樹木は、健康状態を保つことを心がけるとともに、枯枝が園路上に落下しないように切り詰めるほか、定期的に見回り、危険木の早期発見に努める。また、病虫害が発生しないよう定期的な消毒作業を行う。

水際の植栽樹木・草本は、重要な景観を構成する要素として、特に重点的に手入れする。

排水については、来訪者の安全のため、台風に伴う大水においても対応できる機能を維持する。

園路、石段、橋、沢飛びは、来訪者が安全に歩行できる状態を常に保つため、見回り・点検・補修を恒常的に進める。

公園施設（構造物・建造物）と水系施設は、その機能が常に発揮できるよう定期点検に努める。

さらに、本質的価値を構成するとは言いえない便益施設、石造物、石造等は、その取扱を検討する。

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	<ul style="list-style-type: none"> ・築山、中島の造成地形 ・武田五一と植治による園池の地割 ・園池の自然地形
	○水系	<ul style="list-style-type: none"> ・滝、滝流れ、流れ、瀬落ち、ひょうたん池 ・井戸水取水ポンプ施設 ・水量、水勢、水質
	○石組・景石	<ul style="list-style-type: none"> ・滝石組、流れ護岸石組、ひょうたん池護岸石組 ・石島、舟着き、景石（橋脚等の古材を利用した景石等）
	○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・シダレザクラ、サクラ類、カエデ類、マツ（アカマツ、クロマツ） ・流れ周辺の草本、地被類
	○構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・園路（飛石、延段、石敷、石段、沢飛び） ・橋（流れ、ひょうたん池） ・石造物（石灯籠、手水鉢、井筒、蹲踞、立石） ・石像（坂本龍馬・中岡慎太郎像）、石碑（寺井玄溪）、歌碑（太田久太郎歌碑、祇園小唄歌碑） ・武田五一がデザインした砲弾型の人止め柵
	○建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的意匠を有する便益施設
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公開活用施設 園地、園路、サイン類、照明
		<ul style="list-style-type: none"> ・休養・便益施設 公衆トイレ、四阿、藤棚、ベンチ、便益施設、花見（祇園の夜桜）の時期に伴う露店
		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理施設 柵類、土止め石積、設備関係施設（埋設物を含む）
○植栽・植生	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理のための植栽樹木 	
周辺環境を構成する要素		
○歴史的・人文的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・青蓮院、知恩院、八坂神社、東大谷祖廟 	

4) 祇園枝垂桜周辺



祇園枝垂桜周辺は、江戸期以前より祇園の夜桜として名所図会に紹介される花見の名所であった。また、明治6年（1873）に、祇園宝寿院の庭にあった枝垂桜が明石博高により寄付されて以来、昭和22年（1947）まで、夜桜の象徴として多くの花見客に親しまれた。

公園開設以降、祇園枝垂桜周辺において、昭和24年（1949）の二代目枝垂桜の移植をはじめとした植栽の充実、公園施設や便益施設の維持管理をおこなってきたことで、現在も、祇園の夜桜などの場として賑わいを見せている。

（ア）区域の保存管理方針

市民や来訪者に親しまれている枝垂桜の樹勢の維持・回復のために必要とされる総合的な対策を進める。夜桜の時期など便益施設と露店を中心に賑わいを見せる時期と、それ以外の時期の利用状況に応じた保存管理を行うとともに、その適正化を進めることで、公園機能の維持・向上を図る。

（イ）区域の構成要素に関する留意点

祇園林が残る周辺の地形と、祇園枝垂桜の植栽地周辺は構造物の設置に伴う掘削などを可能な限り避けて、現況を維持する。

また、祇園枝垂桜周辺北部を流れる水路は、便益施設と一体となり景観をつくりだしていることから、その水景を適切に保存管理していくため、水源・水量の確保等、恒常維持管理を行う。

祇園枝垂桜を中心に、景観を特徴付けているシダレザクラやサクラ類、カエデ類、クロマツ等の樹木の恒常維持管理を行う。特に、シダレザクラやサクラ類については、樹勢回復措置を検討する。なお、樹勢回復措置を目的に設置する人止め柵は、周辺の風致景観を損ねないように、必要最低限の配置とする。また、祇園林についても、祇園枝垂桜周辺の重要な構成要素として保全する。

その他の諸要素のうち、園路については、局地的豪雨により八坂神社に水が流出するため、埋蔵文化財に配慮した排水対策を検討する。清々館と祇園祭山鉦館は、祇園枝垂桜周辺の風致景観を構成する要素として、隣接する八坂神社の関係施設として所有者との協議の上で適切な保存管理を行う。ラジオ塔や時計塔、飲水鉢等の構造物の恒常維持管理を行う。また、ゴザの貸出による景観対

策などの管理運営を行う。



花見の様子



祇園枝垂桜周辺 北部園地・水路



祇園枝垂桜周辺 南部園地



ラジオ塔と祇園祭山鉾館



八坂神社から祇園枝垂桜へ至る園路

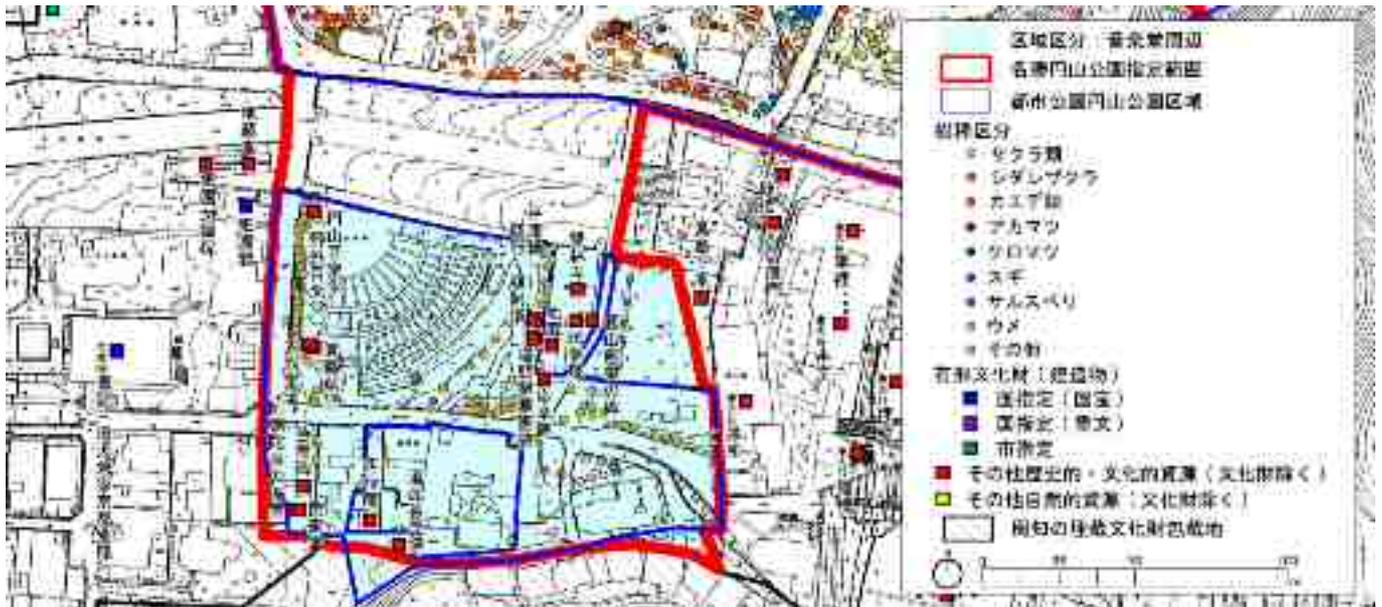


祇園枝垂桜から知恩院へ至る園路

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・ 祇園林周辺の地形	
	○水系	・ 水路	
	○石組・景石	・ 水路護岸石組・景石	
	○植栽・植生	・ 祇園枝垂桜, シダレザクラ, サクラ類, カエデ類, マツ類 ・ 祇園林	
	○遺跡・遺構	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地 (八坂神社)	
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・ 公開活用施設	園路, 園地, サイン類, 照明, 八坂神社関係施設 (清々館, 祇園祭山鉾館)
		・ 休養・便益施設	公衆トイレ, 公衆電話棟, 四阿, 藤棚, ベンチ, 便益施設, 年末年始・花見 (祇園の夜桜) の時期に伴う露店
		・ 維持管理施設	柵類 (車止め等), 土止め石積, 設備関係施設 (埋設物を含む)
	○植栽・植生	・ 公園管理のための植栽樹木	
	○その他	・ 構造物 (ラジオ塔, 時計塔, 飲水鉢)	
周辺環境を構成する要素			
○歴史的・人文的要素		・ 青蓮院, 知恩院, 八坂神社, 東大谷祖廟, 高台寺 ・ 周辺構造物及び建築物 (長楽館等)	

5) 音楽堂周辺



音楽堂周辺は、平安の昔、一面に真葛などが生い茂る原野として、真葛ヶ原と呼ばれていた。江戸期には、雙林寺、西行庵及び芭蕉堂が立地していることから、知恩院、八坂神社から高台寺に至る往来の要所として賑わっていた。なお、明治期の上知令により雙林寺境内の多くが官有地となった。

公園開設以降は、園地や便益施設とともに主に雙林寺境内としての風致景観を形成してきたが、昭和2年（1927）に音楽堂が建設されて以降、音楽祭をはじめとして多くの市民が集まる場として利用されている。

（ア）区域の保存管理方針

多くの市民が集まる場としての音楽堂周辺は、清掃などを定期的に行って、利用の快適性を保つとともに、雙林寺及び西行庵を含む区域として名勝地を形成してきた成立過程を重視して、所有者の協力を受けて、風致景観の維持を図る。

（イ）区域の構成要素に関する留意点

雙林寺境内及び伽藍配置と、音楽堂、西行庵、及び、芭蕉堂の敷地についても、音楽堂周辺の重要な構成要素として、現況の風致景観を保存するため、**民有地の地権者**との協力体制を維持する。

園池の水景を保存管理していくため、水源・水量の確保ができるよう、井戸水取水ポンプ施設の恒常維持管理を行う。

雙林寺、西行庵に設置された石造物、雙林寺伽藍と西行庵の建築物は、民有地であることから、周辺の風致景観と調和するよう、所有者への協力依頼を行う。また、音楽堂の建物等については、名勝円山公園の重要な構成要素として、今後の利用のあり方を検討しながら、保存管理を行う。

その他の諸要素にあたる公園の植栽・植生については、都市公園として安全性を確保するため、必要に応じて間伐や剪定等、適切な管理を行う。



雙林寺



音楽堂脇の園地



井戸水取水ポンプ施設



音楽堂 正面



西行庵



音楽堂周辺南東部の広場

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
本質的価値を構成する諸要素	○地形・地割	・ 雙林寺境内及び伽藍配置 ・ 音楽堂，西行庵及び芭蕉堂の地割
	○水系	・ 井戸水取水ポンプ施設
	○構造物	・ 園地及び境内の景石，石造物 — 雙林寺法華塚，平康頼・西行・頓阿塔，圓山慶舉の碑，芭蕉堂石碑等
	○建造物	・ 雙林寺伽藍 ・ 音楽堂 ・ 便益施設（西行庵，芭蕉堂）
	○遺跡・遺構	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地（高台寺境内（雲居寺跡））
それ以外の諸要素	○保存管理及び公開活用施設	・ 公開活用施設 園路，園地，サイン類，照明
		・ 休養・便益施設 ベンチ，便益施設
		・ 維持管理施設 柵類，土止め石積，設備関係施設（埋設物を含む）
○植栽・植生	・ 公園管理に伴う植栽樹木	
周辺環境を構成する要素		
○歴史的・人文的要素	・ 東大谷祖廟，高台寺	

6) 市民の森



市民の森は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林とともに芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。昭和31年（1956）に、円山公園は、都市公園法に基づく都市公園となり、市民の森に昭和46年（1971）に地下駐車場が開設されて以降も、市民の憩いの場となっている。

（ア）区域の保存管理方針

市民の森は、祇園北林が残る市民の憩いの場として、市民のニーズも踏まえ、植栽の恒常的な維持管理を行うとともに、市街地に近い立地を活かし、祇園北林の名残を活かしながら、にぎわいの場としての活用を図る。

（イ）区域の構成要素に関する留意点

繁華な市街地に近い立地を活かした都市公園として、市民の憩いの場、賑わいの場を提供するため、施設の定期修理を進め、公園機能の維持・向上を図る。

円山公園の水系の一部を為す市民の森内を流れる水景を適切に保存管理していくため、水源・水量の確保等、恒常維持管理を行う。なお、現在水が流れていない水路は、給排水の状況を確認し、水景の復活の可否について検討する。

市民の森を特徴付けている、祇園北林、シダレザクラやサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の植栽樹木の恒常維持管理を行う。また、マツ類の枯死が確認された場合は適切に処理する。植栽については、都市公園における防犯という観点から、樹木の繁茂等により視認性が悪化している箇所などは、適切な剪定・枝抜きなどの管理を行う。また、祇園北林についても、市民の森の重要な構成要素として保全する。

その他の諸要素のうち、地下駐車場については、名勝円山公園の主要な施設であることから、恒常維持管理を行う。また、年末年始や祇園の夜桜以外にも、各種行催事等の開催など、市民の森の利用を促進できるような取組を進める。



祇園北林



市民の森の植栽樹木



園地



四阿・水路



地下駐車場車両進入口



地下駐車場 利用者出入り口

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素		
区分	構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・祇園北林周辺の地形
	○水系	・流れ
	○石組・景石	・水路護岸石組
	○植栽・植生	・シダレザクラ, サクラ類, カエデ類, マツ類 ・祇園林
	○遺跡・遺構	・周知の埋蔵文化財包蔵地(祇園遺跡, 八坂神社)
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・公開活用施設 園路, 園地, サイン類, 照明, 地下駐車場
		・休養・便益施設 公衆トイレ, 四阿, ベンチ, 年末年始・花見(祇園の夜桜)の時期に伴う露店
		・維持管理施設 柵類, 土止め石積, 設備関係施設(埋設物を含む)
	○植栽・植生	・公園管理に伴う植栽樹木
	○その他	・働く少年の像等の銅像, 歌碑
周辺環境を構成する要素		
○歴史的・人文的要素	・八坂神社	

7) 便益施設区域



便益施設区域は、江戸期以前は祇園北林と呼ばれていた。

公園開設当時は、祇園北林とともに芝生地や築山があり、市民の憩いの場となっていた。明治39年（1906）から明治42年（1909）に行われた第2次公園拡張工事に伴い、祇園枝垂桜周辺の南部、八坂神社東門からの園路南側に連なっていた遊戯場等が、現在の区域に移動した。現在も、和食を提供する飲食店他、便益施設が立ち並び、国内外から多くの公園利用者を迎え賑わっている。

（ア）区域の保存管理方針

便益施設区域は、第2次公園拡張に伴い、現在の箇所に便益施設が移され、祇園北林と調和するようにつくられた区域である。これらの風致景観を維持するため、所有者との協議の上、適切な保存管理がなされるように、「（仮称）京都市円山公園条例」の制定等の制度の見直し等を踏まえた公園機能の維持・向上を図る。その上で、国内外から多くの公園利用者を迎えられるよう、来訪者の増加や国際化への対応等、公園利用の促進を図るための各種取組を進める。

（イ）区域の構成要素毎に関する留意点

祇園北林が残る周辺の地形は、現況を維持する。また、園路については、公園利用者の通行に配慮するとともに、関係車両の進入や荷捌き場所としての利用の制限、無電柱化について検討を行う。

便益施設の景観を特徴付けているサクラ類、カエデ類、アカマツ、クロマツ等の樹木の恒常的な維持管理を行う。

その他諸要素のうち、便益施設は、所有者との協議の上、デザイン等の適正化を進める。便益施設周辺に設置する自動販売機や看板・幟などについては、色彩や規模、形態等、所有者との協議の上、適正化を進める。



知恩院門前



便益施設



幟などの掲示状況



東部園路中央



東部園路中央からの西向きの眺め



東部園路西入口からの東向きの眺め

(ウ) 区域の構成要素

名勝円山公園を構成する要素			
区 分		構成要素	
構成する諸要素 本質的価値を	○地形・地割	・ 祇園北林周辺の地形	
	○植栽・植生	・ シダレザクラ, サクラ類, カエデ類, マツ類	
	○建造物	・ 歴史的な意匠を残す便益施設	
諸要素 それ以外の	○保存管理及び 公開活用施設	・ 公開活用施設	園路, サイン類, 照明
		・ 休養・便益施設	便益施設
		・ 維持管理施設	柵類, 土止め石積, 設備関係施設 (埋設物を含む)
	○植栽・植生	・ 公園管理に伴う植栽樹木	
周辺環境を構成する要素			
○歴史的・人文的要素		・ 青蓮院, 知恩院, 八坂神社	

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

名勝指定範囲内における現状変更にあつては、文化財保護法 125 条に基づいて、文化庁長官の許可を得なければならない。保存管理計画の策定を契機として、名勝円山公園の現状変更等の取扱方針及び取扱基準を次のように定めた。

第1項 記念物内における行為と申請・届出の手續との相互関係

記念物の指定範囲内で行われる行為のうち手續が必要とされるのは、現状変更行為とき損に伴う復旧行為である。前者が申請許可制であるのに対し、後者は届出制である。軽微な現状変更に関しては、文化庁長官から地方自治体に権限が移譲されている。また、維持の措置については、申請・届出の手續が不要となる。

表 25 申請・届出の手續の類型とその区分、根拠

行為	申請・届出の手續	区分	根拠となる法律等
現状変更	「現状変更許可申請」	国許可	法第 125 条
		市許可	法第 125 条, 法第 184 条, 法施行令第 5 条
き損に伴う復旧	「き損・復旧届」	-	法第 125 条
維持の措置	不必要	-	特別史跡名勝天然記念物又は 史跡名勝天然記念物の現状変更等 に関する規則

(1) 現状変更許可が必要とされる行為

現状変更許可の対象となる行為は、下記のような行為が想定される。

○現状変更許可の対象として想定される行為の一例

- ・発掘調査に伴う掘削
- ・護岸、園路整備等に伴う掘削
- ・便益施設、管理施設整備に伴う造成（盛土、切土）
- ・その他構造物の設置・撤去に伴う掘削
- ・池や流れの水質を低下させる行為（指定範囲外の行為についても十分注意する。）
- ・池や流れの水量・水質を改善するための行為（浚渫、配管、ポンプの設置等）
- ・建造物の損傷に伴う修復あるいは工作物、地下埋設物の新築（新設）、増築（増設）、改築（改修）又は除却（撤去）、仮設
- ・園路、ベンチ等の休憩施設、サイン、案内板、照明灯の設置、改修
- ・園地の修景整備のための伐採・植栽
- ・内部景観保護のための境界植栽